第八十七条の三第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「第八十七条の二第一項第一号から第四号まで」に、「従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）、同条第一項第六号の二」を「同項第五号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社、同項第七号」に、「及び同項第七号」を「、同項第九号及び第十号」に、「いう」を「いう。第四項において同じ」に改め、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と」の下に「「子会社が」とあるのは「子会社（第八十七条の二第一項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）が」と」を加え、「国内の会社（同項」を「国内の会社（第八十七条の三第一項」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「当該組合が」を「第五十四条の二第三項」に改め、「当該連合会が」を削り、「、又は」の下に「第五十四条の二第三項」を加え、「第八十七条の三第一項及び同条第二項において準用する第十七条の十五第二項から前項まで」を「第二項から前項まで並びに第八十七条の三第一項、第三項及び第四項」に、「第八十七条の三第一項」と読み替える」を「同条第一項」と読み替える」に改め、同条第三項中「前条第一項第六号」を「第八十七条の二第一項第六号」に、「又は特別事業再生会社」を「、特別事業再生会社又は同項第八号に掲げる会社」に改め、同条第四項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を、同項」を「第八十七条の二第一項第八号に掲げる会社に該当しないものであつて、第一項」に、「、合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第六号又は第六号の二」を「同条第一項第六号から第八号まで」に改める。

第九十七条第三項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う第一項第一号又は第二号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第九十七条第七項ただし書中「、第十二号及び第十三号」を「及び第十二号から第十四号まで」に改める。

第百条第一項中「及び第八十七条の三」を「から第八十七条の三まで」に、「並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに」を「及び第二項第一号中「前条第一項第四号」とあり、並びに第八十七条の二の二第一項及び」に改め、「第百条第一項」と、」の下に「同項第五号ロ中「前条第六項」とあるのは「第九十七条第五項」と、同項第九号並びに」を加え、「第八十七条第一項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、「第百条第五項」の下に「」と、第八十七条の二の二（見出しを含む。）中「漁業協同組合連合会グループ」とあるのは「水産加工業協同組合連合会グループ」を加える。

第百条の三第五項中「同項の組合又はその子会社」を「子会社の」に、「連合会又はその子会社（第百条の三第二項」を「子会社（同条第二項」に、「」と、「取得」を「の」と、「その他主務省令」に、「取得」を「、同条第一項の」に、「同条第一項第五号」を「同項第五号」に、「の取得」を「の取得その他農林水産省令」に、「（連合会」を「（当該連合会」に、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条第六項中「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「この条」を「この項、第八項」に、「掲げる関連業務」を「規定する関連業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第八十七条の二第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、認可対象会社について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定」とあるのは「第百条の三第六項の規定」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「子会社の」とあるのは「子会社（同条第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）の」と、「その他の主務省令」とあるのは「その他の農林水産省令」と、「子会社（同項第九号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会社を除く。）については、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。）」とあるのは「子会社」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第百条の三第六項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第八項中「第一項の」とあるのは「第百条の三第一項の」と、「第四項」とあるのは「同条第六項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第九項中「第一項」とあるのは「第百条の三第一項」と、「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第百二十六条第六号中「から第六号の二まで」を削り、「を子会社」を「又は第八十七条の二第一項第六号から第八号まで（第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社を子会社」に改める。

第百三十条第一項第五十号中「又は同条第六項」を「（同条第一項第九号（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる会社（第八十七条の二第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）にあつては、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（第百条第一項において準用する場合にあつては、第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会。以下この号において同じ。）又はその子会社が合算して第八十七条の三第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、第八十七条の二第六項」に、「とき。」を「とき、又は第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会若しくはその子会社が第八十七条の二第七項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による行政庁の認可を受けないで第八十七条の二第七項に規定する子会社対象会社が同条第一項第九号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該同号に掲げる会社の議決権を合算して第八十七条の三第一項に規定する基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第五十七号中「又は」を「若しくは第七項（第百条第一項において準用する場合を含む。）又は」に改める。

附則に次の二項を加える。

（漁業協同組合連合会による漁業協同組合連合会グループの経営管理に関する特例）

5　第八十七条の二の二の規定は、当分の間、第八十七条の二第一項第九号に掲げる会社を子会社（同項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。）としていない第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会には、適用しない。

（水産加工業協同組合連合会による水産加工業協同組合連合会グループの経営管理に関する特例）

6　第百条第一項において準用する第八十七条の二の二の規定は、当分の間、同項において準用する第八十七条の二第一項第九号に掲げる会社を子会社（第百条第一項において準用する第八十七条の二第一項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。）としていない第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会には、適用しない。